



## 組合一丸となって取り組む 消費税増税対策

### 山梨県スポーツ専門店協同組合

**消**費税の税率アップに併せて導入される軽減税率制度では、中小企業の事務処理の煩雑化が予想され、今のうちから準備が必要である。そこで、山梨県スポーツ専門店協同組合(萩原明理事長 組合員 16名)では、5月16日の通常総会に合わせ研修会を実施した。

研修会では藤原会計事務所の藤原千穂税理士を講師に、軽減税率制度の概要や対象品目、適格請求書等保存方式(インボイス方式)など、事業者として対応の準備を進めておかなければならない事項について詳しい説明があった。



講習会の様子

軽減税率の主な対象品目は外食を除く飲食料品となっている。「スポーツ用品店には軽減税率は関係ないのではないか」と考えられていたが、健康食品や飲料品が軽減税率の対象となり、それぞれの商品の税率にあわせて適正に処理し

ていが必要になる。わずかな取り扱い品目のために複数税率に対応したレジスター導入が必要になるが、その場合の補助金制度の説明も行われた。

参加した組合員からは「消費税率アップについてはまだ不透明なところがあるが、制度の概要が理解でき安心した。来年に向けて準備と対策を行っていく!」と語った。

萩原理事長は、「消費税率アップでは、価格転嫁がうまくできるか、売上が減るのではないかとの心配がある。スポーツ用品は郊外型大型店舗やインターネット通販などが幅を利かせており、小売店は大変厳しい状況にある。組合員は県内各地の小中学校や高校の体育、クラブ活動の用具の納入など地域に密着した事業を展開しているので、これからも身近な消費者とスポーツ業界のため、様々な形みんなで力をあわせていきたい。」と語った。



講師の藤原千穂税理士